

4 児童福祉法に基づくサービス

(1) 児童福祉法の概要

平成 24 年 4 月に児童福祉法が改正され、これまでは施設種別で分かれていた障害児施設について、「通所による支援」と「入所による支援」にそれぞれ体系化されるとともに、新たなサービスについても創設されました。

児童福祉法のポイント

この法律では、障害のある方やその家族が、身近な地域で必要な支援を受けられるようにするため、次のようなことなどが定められています。

- ①通所による支援（障害児通所支援）と、入所による支援（障害児入所支援）に体系化する。
- ②18 歳以上の障害児入所者に対しては、年齢に応じた適切な支援を実施するため、原則として障害者総合支援法に基づくサービス（39 ページ～48 ページ）を提供する。
- ③利用料については、原則として保護者等の負担能力に応じた利用料を負担する。

(2) 利用できる方

- ① 身体障害者手帳を持っている方
- ② 療育手帳を持っている方又は地域支援室や児童相談所で知的障害の判定や評価を受けている方
- ③ 精神保健福祉手帳を持っている方
- ④ その他、サービスの利用等が必要と認められた方

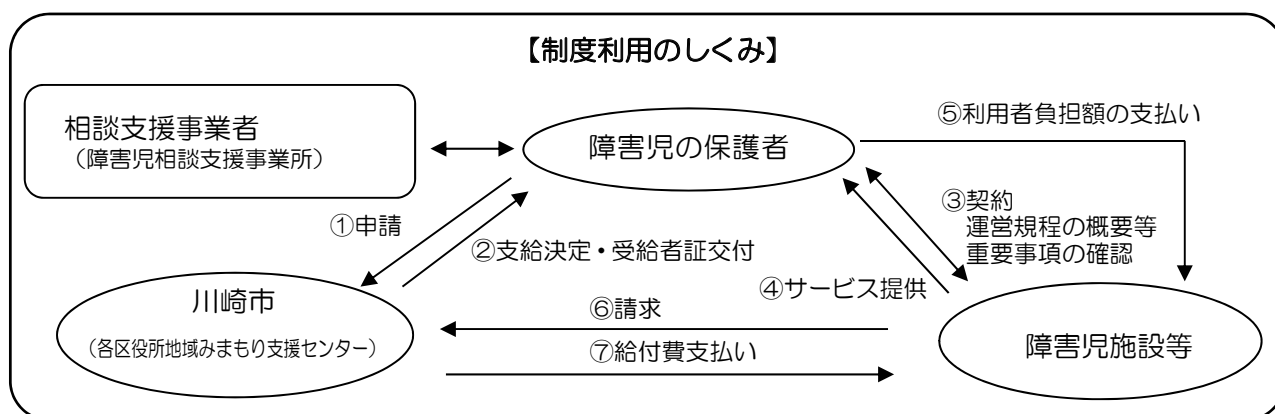
(3) サービス・事業の概要

相 談 支 援 児	障害児相談支援	障害児通所支援を利用しようとする障害児やその家族に対し、障害児支援利用計画の作成やサービス事業者等との連絡調整などの支援を行います。
障 害 児 通 所 支 援	児童発達支援 (P69 参照)	未就学児に対し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活に適應するための支援などを行います。
	医療型児童発達支援 (P69 参照)	未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導や、知識技能の付与、集団生活に適應するための訓練などの支援や治療を行います。※経過措置期間あり
	放課後等デイサービス (P69 参照)	学齢障害児に対し、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進などの支援を行います。
	保育所等訪問支援 (P69 参照)	障害児施設の専門機能を活用して、その職員等が保育所等を訪問し、障害児が集団生活に適應できるよう専門的な助言・支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援 (P70 参照)	重度の障害等で、障害児通所支援を利用するために外出することが困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。

障害児入所支援	福祉型障害児入所施設 (P70 参照)	入所した児童に対し、保護、日常生活における基本的な動作・独立自活に必要な知識技能の習得のための支援を行います。
	医療型障害児入所施設 (P70 参照)	入所した児童に対し、保護、日常生活における基本的な動作・独立自活に必要な知識技能の習得のための支援を行うとともに、治療を行います。

(4) 利用手続き

サービス等の利用にあたっては、各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課(13 ページ参照)へ事前に申請し、サービスの支給決定や受給者証の交付などの手続きを行う必要があります。その上で、障害児の保護者等(利用者が18歳以上の場合は本人)が障害児施設と直接契約を結び、これに基づきサービスの提供を受けることになります。



(5) 障害児支援利用計画の作成 (障害児相談支援・セルフプラン)

障害児通所支援を新規で利用する場合や更新・変更をする際には、「障害児支援利用計画」の提出が必要です。

「障害児支援利用計画」は、障害児の心身の状況、その他おかれている環境、障害児又は保護者の障害児通所支援の利用に関する意向、その他の事情等を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容等を記載するなどして作成するもので、指定障害児支援事業者が作成するものと、保護者・支援者等が作成する「セルフプラン」の2種類があります。

なお、「セルフプラン」の提出先は各区役所地域みまもり支援センター(13 ページ参照)になります。

(6) 利用者負担のしくみ

原則としてサービスの提供に要する費用の1割が利用者負担となりますが、世帯の所得等に応じて、1か月あたりの負担上限額が定められています。

また、食費や光熱水費などについては、原則として利用者が実費を負担することになります。

なお、費用の負担が重くなりすぎないような軽減措置を受けることができる場合があります。

詳細については、各区役所地域みまもり支援センターにご相談ください。(13 ページ参照)